

○ 高等学校奨学金・学力基準あり

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、令和5年4月に高等学校等に進学しようとする者

(2) 応募基準

次のア又はイに該当するもの

- ア 世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者  
(認定所得金額の算定方法・収入基準額は「別紙1」を参照)
- イ 児童福祉法に規定する児童養護施設に入所している者

(3) 推薦基準

「(2) 応募基準」を満たす者で、次の各号に該当する者

ア 学力

中学校1～2年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が5段階評価で3.0以上であること。

イ 人物

次の(ア)～(ウ)の各号に該当する者

- (ア) 途中で学業を放棄することがないと思われる者
- (イ) 学習活動、その他生活全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者
- (ウ) 奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

○ 高等学校奨学金・学力基準なし

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、令和5年4月に高等学校又は中等教育学校の後期課程に進学しようとする者

(2) 応募基準

次のア～ウのいずれかに該当する者。ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金や高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与との併用はできない。

- ア 生活保護法による被保護者の世帯に属する者
- イ 市町村民税が非課税又は減免された世帯に属する者
- ウ 世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者〔ア又はイに準ずる者〕  
(認定所得金額の算定方法・収入基準額は「別紙2」を参照)

(3) 推薦基準

「(2) 応募基準」を満たす者で、次の各号に該当する者

ア 学力

勉学意欲のある者

イ 人物

「高等学校奨学金・学力基準あり」に同じ